

開発行為等の許可等の手続きに関する要綱

制定 平成19年11月30日 都－1374

改正 平成28年 3月 1日 都－839

改正 令和7年 5月26日 都－206

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定による開発行為等の規制に係る許可等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(開発登録簿)

第2条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第36条の調書の様式は、第5条に定めるもの又はシステムにより出力される帳票のいずれかを用いることとする。

(証明書の交付申請)

第3条 省令第60条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、知事に申請するものとする。

- 一 位置図
- 二 付近見取図
- 三 敷地現況図
- 四 建築物又は特定工作物の平面図及び配置図
- 五 計画の概要を記載した図面
- 六 耕作証明書その他の証明書の交付にあたり必要な図書

(開発許可申請書の添付図書)

第4条 開発行為等の規制に関する規則（昭和46年秋田県規則第12号。以下「規則」という。）第2条第5号のその他知事が必要と認める図書は次によるものとする。

- 一 開発区域の土地の公図
- 二 規則様式第6号に押印した者に係る印鑑証明書
- 三 開発区域の土地を管轄する消防機関との協議の経過を示す書面
- 四 水道事業者から給水を受ける場合にあつては、当該水道事業者との協議の経過を示す書面
- 五 その他審査にあたり必要な図書

(書類の様式)

第5条 次の表の左欄に掲げる法、省令、規則及びこの要綱の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に掲げる様式によるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
法第47条第5項	開発登録簿の写しの交付申請書	様式第1号
省令第16条第2項	設計説明書	様式第2号
省令第36条第1項	開発登録簿（調書）	様式第3号
省令第60条	開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書	様式第4号

規則第 3 条	既存の権利者の届出書	様式第 5 号
第 4 条第 3 号	消防機関との協議の経過書	様式第 6 号
第 4 条第 4 号	水道事業者との協議の経過書	様式第 7 号
第 4 条第 5 号	誓約書	様式第 8 号

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月26日から施行する。

様式第 1 号 開発登録簿の写しの交付申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

開発登録簿の写しの交付について（申請）

都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定により、開発登録簿の写しの交付を受けたいので、
申請します。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日指令
許可を受けた土地の所在及び地番	
許可を受けた者の住所及び氏名	
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

様式第2号 設計説明書（第1用紙）

表 面

(A4判)

設 計 説 明 書				① 設 住 所 及 び 氏 名				
② 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称				③ 申 請 者 氏 名				
設 計 方 針	④ 目 的							
	⑤ 基 本 方 針							
	⑥ そ の 他							
土 地 の 現 況	⑦ 区 域 区 分 等		⑧ 用 途 地 域		⑨ ⑧以外の地域地区及び他の法令による規制			
	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域		地域					
	⑩ 地 目	区分	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	合 計	
		面積						
		比率					100%	
	⑪ 所 有 別	区分	自 己 所 有	買 収 予 定	賃 貸 予 定	そ の 他	合 計	
		面積						
		比率					100%	
	⑫ 備 考							
	⑬ 土地の地形、地質及び措置							
⑭ 土 地 の 利 用 計 画	区分	宅 地 用 地	道 路 用 地	公園、緑地又は広場用地	そ の 他 の 地 用	合 計		
	面積							
	比率					100%		
⑮ 街 区 の 計 画								
公 共 施 設 等 整 備 計 画	種 類	計 画 概 要				⑮ 管 理 予 定 者		
	⑯ 道 路	幅員 延長 勾配 路面 接続道路名及び管理者						
	⑰ 排 水 施 設	方法 構造 放流先名及び管理者						
	⑱ 給 水 施 設							
	⑲ ガス供給施設							
	⑳ 公園、緑地又は広場							
	㉑ 街 路 照 明							
	㉒ 消 火 水							
	㉓ 公 益 的 施 設							
㉔ そ の 他								

裏 面

備 考

- 1 ④目的欄には、開発区域の使用目的及び分譲、建売又は社員住宅の別を記入してください。
- 2 ⑤基本方針欄には、計画上特に配慮した点を記入してください。
- 3 ⑥その他の欄には、土捨場又は土取場の位置、搬入又は搬出の方法及び経路等を記入してください。
- 4 ⑫備考欄には、現況図の補足説明を記入してください。
- 5 ⑬土地の地形、地質及び措置欄には、土地の勾配、切土又は盛土の別及び土の置換え、擁壁等の措置を記入してください。
- 6 ⑮街区の計画欄には、宅地の区割の大きさ及び数を記入してください。
- 7 ⑯道路欄には、幅員（すべての種類）、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上等を記入してください。
- 8 ⑰排水施設欄には、直角式、しゃ集式、放射式等の方法の別及び排水管の材料等の構造を記入してください。
- 9 ⑳公園、緑地又は広場欄には、公園、緑地又は広場の別及びその中に設ける施設を記入してください。
- 10 ㉑消火水欄には、消防活動のための水の供給方法、消火栓、防火用水等を記入してください。
- 11 ㉒公益的施設欄には、教育、医療、購買等の施設を予定している場合にその施設を記入してください。
- 12 ㉔その他の欄には、汚水処理施設等がある場合に、その種類、概要等を記入してください。

様式第 2 号 設計説明書（第 2 用紙）

1	工 事 主 住 所 氏 名					
2	設 計 者 住 所 氏 名					
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名					
4	土地の所在地及び地番 土地の代表地点の緯度経度		(緯度： 度 分 秒)			
5	造成等を行う土地の面積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛 土 の タ イ プ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	切 土	立方メートル			
		盛 土	立方メートル			
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
				センチメートル	メートル	
		ト 崖面の保護の方法				
		チ 崖面以外の地表面 の保護の方法				
		リ 工事中の危害防止 の ため の 措 置				
		ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日		年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日			
	ワ 工 程 の 概 要					

11 その他必要な事項	
-------------	--

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の概要

(注意)

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規制を受ける場合は、本用紙を記入してください。
- 2 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名ほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください。（複数選択可）
- 8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第 3 号 開発登録簿（調書）

開 発 登 録 簿 （ 調 書 ）								
開発許可年月日、 番号	年 第	月	日 号	地位の承継承認 年月日、番号	年 第	月	日 号	変更
開発許可を受けた 者の住所、氏名				地位の承継者の 住所、氏名				
工事施行者住所、氏名								
工事設計者住所、氏名								
開発区域に含まれる地域の 名称及び面積								
予 定 建 築 物 等 の 用 途								
開 発 の 目 的								
都市計画法第41条第 1 項 の建築制限の内容								
許 可 条 件								
工 事 完 了 検 査	工 事 名							
	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日						
	工事完了検査年月日	年 月 日						
	検査済証交付年月日	年 月 日						
	公 告 年 月 日	年 月 日						
備考								

様式第4号 開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書

年 月 日				
(あて先) 秋田県知事				
申請者 住 所 氏 名				
⑩ (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)				
開発行為又は建築に関する証明書の交付について (申請)				
都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の(開発行為・建築物の建築)が 都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、申請しま す。				
1 開発区域に含まれ る土地又は建築物を 建築しようとする 土地	所 在 及 び 地 番			
	地 目 及 び 地 積			
	開発許可、建築許可 等を受けている場合 の年月日及び番号		年 月 日 指令	
2 建 築 主	住 所			
	氏 名			
	職 業			
3 建築物の用途、構 造及び規模	用 途		構 造	
	階 数		延べ面積	
4 適合していること の証明を受けようと する条項	☐ 法第29条(第1項、第2項) ☐ 法第35条の2第1項 ☐ 法第41条第2項 ☐ 法第42条 ☐ 法第43条第1項			
5 4 の 内 容				
6 その他必要な事項				

- 備考 1 (開発行為・建築物の建築)は、該当しないものを傍線で消してください。
- 2 「地目及び地積」欄の地積は平方メートルを単位として記載してください。
- 3 「4の内容」欄は、開発行為又は建築行為が許可不要である場合の根拠条文等、証明を受けようとする開発行為又は建築行為が4の欄の条項に適合する具体的根拠・内容を記載してください。

様式第5号 既存の権利者の届出書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

届出人 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

既存の権利について (届出)

都市計画法第34条第13号の規定による権利を届け出ます。

届 出 者 の 職 業 (法人の場合は業務概要)		
届け出た土地の所在及び地番		
届け出た土地の地目及び地積		
土地又は土地の 利用に関する所 有権以外の権利	種 類	
	内 容	
	取得年月日	
	目 的	

備考 土地の登記事項証明書、農地転用許可書の写し等届出の権利を証明する書類を添付してください。

様式第 6 号 消防機関との協議の経過書

消防機関との協議の経過書		
開発区域に含まれる地域の名称		
開 発 区 域 の 面 積		
開 発 行 為 の 目 的		
開発区域において利用する消防水利の新設、既設の別	☐ 新設 ☐ 既設	
開発区域において利用する消防水利の種類、名称及び管理者又は管理予定者		
	協議内容	協議結果（条件）
消防水利（貯水施設・消火栓）を新設する場合		
既存の水利を消防の用に供する場合		
協議年月日 年 月 日	開発許可申請者 住所氏名 ㊟	
	消防機関 ㊟	

備考 消防の用に供する貯水施設は法第 4 条第 1 4 項の公共施設に該当するため、別途法第 3 2 条の公共施設の管理者の同意又は管理予定者との協議が必要です。

様式第7号 水道事業者との協議の経過書

水道事業者との協議の経過書		
開発区域に含まれる地域の名称		
開 発 区 域 の 面 積		
開 発 行 為 の 目 的		
協 議 項 目	協 議 内 容	協議結果（条件）
構 造		
材 質		
予定給水量		
管 理 方 法		
費用の負担		
そ の 他		
協議年月日 年 月 日	開発許可申請者 住所氏名 ㊟	
	水道事業者 ㊟	

誓 約 書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、都市計画法（昭和36年法律第100号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1. 私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 本法第29条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 法人であって、その役員のうちに(5)に該当する者があるもの
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

（宛先）秋田県知事

申請者

住所

氏名

（注意）申請者が法人であるときは、氏名は、当該
法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。